

今年の株主優待は、株主総会終了後発送予定の決議通知に同封されます。
紛失されましても再発行いたしかねますので、お取り扱いに十分ご注意くださいようお願いいたします。

YAMAN

第48回 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年7月28日(木曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

場所 ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

■ 目次

第48回定時株主総会招集ご通知	P 1
株主総会参考書類	P 6
事業報告	P19
連結計算書類	P33
計算書類	P36
監査報告書	P39

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご出席に代えてインターネット等または書面による議決権の事前行使もご検討くださいますようお願い申し上げます。
ご来場いただく際は、2ページ目の注意事項をご覧ください。
株主総会当日は、ご出席の皆様へのお土産のご用意や商品販売会等の実施は予定しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都江東区古石場一丁目4番4号
ヤーマン株式会社
代表取締役社長 山 崎 貴三代

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に謹しんでお悔やみを申し上げます。罹患された方とご家族の皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため適切な対策を実施のうえ、開催させていただくことにいたしました。

なお、当日ご出席されない場合には、電磁的方法（インターネット等）または書面のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年7月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月28日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社企業情報サイト (<https://www.ya-man.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎本総会招集に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社企業情報サイト (<https://www.ya-man.co.jp/>) に掲載しておりますので、本書類には記載していません。
- ◎当日は節電対策として会場の冷房の温度調整を行うため、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日はお飲み物やおしぼり等のお渡しはございません。
- ◎当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。

【ご来場に関する注意事項】

1. 本定時株主総会の会場は、予定しております会場の封鎖等により、変更することがございます。変更の場合は、後記当社企業情報サイトにてご通知申し上げます。
2. 本総会にご出席される場合は、マスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご出席をお断りする場合がございます。
3. 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご出席をお断りする場合がございます。
4. 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合がございます。
5. 以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。

当社企業情報サイト（株主総会情報）
<https://www.ya-man.co.jp/ir-info/>

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2022年 7月28日(木曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



株主総会に当日ご出席されない場合

2022年 7月27日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

インターネット等

当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net/>
にて議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は4ページから5ページをご覧ください。

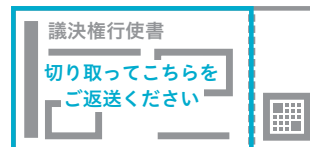
- (1) スマート行使による方法
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要)
- (2) インターネット等によるアクセス方法
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要)

- 議決権行使書面において、議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

2022年 7月27日(水曜日)
午後5時到着分まで

郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット等による議決権行使のご案内

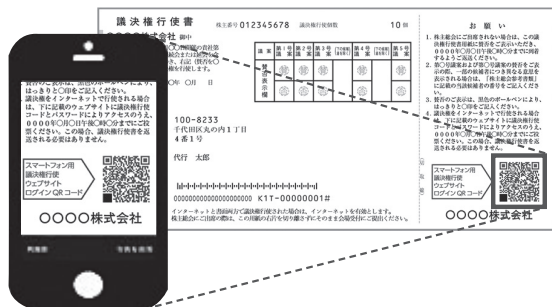
インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

(1) 「スマート行使」による方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

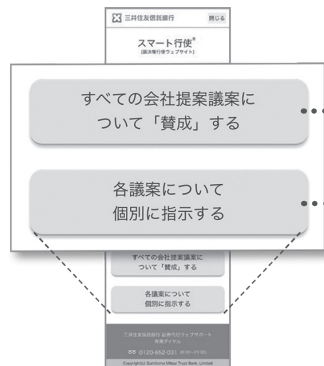
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



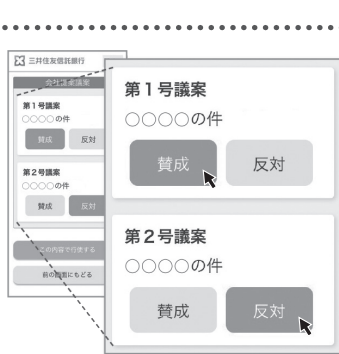
スマートフォンやタブレット端末で、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 議案の賛否を選択



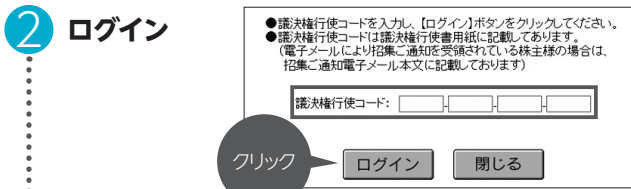
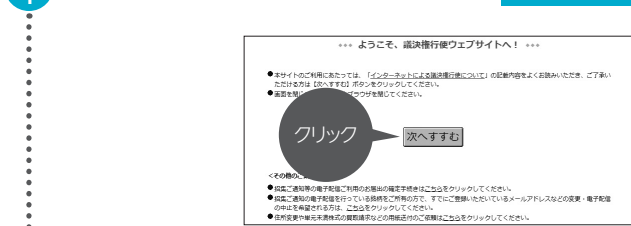
画面の案内に従って議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

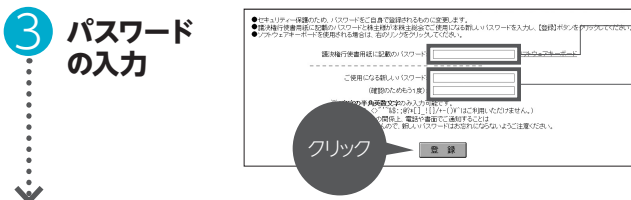
※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

(2) インターネット等によるアクセス方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要）

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス 議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net/>



お手元の議決権行使書面に記載された「議決権行使コード」を入力



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネット等による議決権行使について ☎ **0120-652-031** (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎ **0120-782-031** (平日9:00～17:00)

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

ウェブサイトのメンテナンス作業のための取り扱い休止期間
2022年7月16日（土）午前5時～2022年7月19日（火）午前5時

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開及び内部留保の状況等をふまえ、株主の皆様への利益還元観点から、次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円50銭 総額357,637,878円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年7月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが認められたことに伴い、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながる、また、新型コロナウイルス感染症など不測の事態に対応することができる等のメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第13条第2項を追加するものです。なお、本変更は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものいたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものです。
 - ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) その他、語句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p>定款第13条第2項の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役 山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	山崎 貴三代 (1961年2月9日生)	1983年4月 当社入社 1984年5月 マーケティングマネージャー 1986年7月 取締役マーケティングマネージャー 1989年12月 山崎商会株式会社（カーマン株式会社へ商号変更）代表取締役 1993年5月 取締役海外業務部長 1999年2月 代表取締役社長（現任） 2015年2月 YA-MAN U.S.A LTD.代表取締役（現任） 2015年5月 LABO WELL株式会社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) LABO WELL株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A LTD. 代表取締役	6,204,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 山崎貴三代氏は、当社入社後、マーケティング部門や海外部門を経て、1986年から取締役を、1999年2月から現在に至るまで代表取締役社長を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として、取締役会の適切な運営と活性化にも努めております。研究開発の強化、企業ブランディング、新しい市場の創出といった経営課題に対応し、マイルストーンである中期経営計画を達成するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	宮崎 昌也 (1975年11月22日生)	1996年8月 当社入社 2000年12月 経理部課長 2008年1月 取締役管理本部長兼経理部長 2008年2月 LABO WELL株式会社取締役（現任） 2008年10月 取締役管理本部長兼企画管理部長 2009年6月 LABOWELL CORPORATION取締役 2010年1月 取締役管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	20,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 宮崎昌也氏は、当社入社後、長年にわたり管理部門を統括するとともに、2008年から現在に至るまで取締役を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。安定した財務状況を維持しつつ、経営資源の最適化を図り、今後の継続的成長を実現させるために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	戸田正太 (1977年12月30日生)	2001年4月 当社入社 2002年7月 健康機器事業部第一部部長 2008年1月 執行役員第二健康機器事業部長 2010年5月 執行役員営業本部第二健康機器事業部長 2010年7月 取締役営業本部第二健康機器事業部長 2017年5月 取締役ブランド戦略本部長兼営業本部第二健康機器事業部長 2018年5月 取締役ブランド戦略本部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	48,000株
【取締役候補者とした理由】 戸田正太氏は、当社入社後、営業部門において活躍し、2010年から現在に至るまで取締役に務め、2017年からはブランド戦略本部を統括するなど、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。広告宣伝活動を俯瞰的にコントロールし、ヤーマンブランドの確立と浸透を図るという経営上の課題に対応するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	高田潤 (1976年10月10日生)	1999年4月 当社入社 2009年1月 品質管理部長 2020年5月 執行役員品質管理部長 2020年8月 執行役員品質管理部長兼生産技術部長 2021年5月 執行役員開発本部長兼品質管理部長兼生産技術部長 2021年7月 取締役開発本部長兼品質管理部長兼生産技術部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	4,000株
【取締役候補者とした理由】 高田潤氏は、当社入社後、開発部門の品質管理業務において活躍し、広く当社の事業について豊富な経験と実績を有しております。研究開発体制を強化し、世界に通用する独創的でオリジナリティに溢れる製品を上市していくという経営上の課題に対応するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>いしだ かづ お 石 田 和 男 (1954年12月11日生)</p>	<p>1979年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 2007年6月 りそな信託銀行株式会社（現株式会社りそな 銀行）執行役員業務統括部担当 2009年4月 株式会社りそな銀行執行役員信託ビジネス部 担当 2010年6月 同行常務執行役員信託ビジネス部担当 2012年4月 株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役 2015年2月 北興化学工業株式会社常勤監査役 2016年7月 同社専務執行役員企画管理グループ担当 2016年7月 当社社外取締役（現任） 2018年2月 ホクコーパツクス株式会社代表取締役 2020年7月 村田長株式会社取締役 2021年2月 同社代表取締役（現任） 2021年6月 野村貿易株式会社社外取締役監査等委員（現 任） (重要な兼職の状況) 村田長株式会社 代表取締役 野村貿易株式会社 社外取締役監査等委員</p>	1,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 石田和男氏は、金融機関や化学メーカー等において要職を歴任し、企業経営やコーポレートガバナンス、内部統制等に関する広範な知識と豊富な経験を有しております。2016年7月に当社の社外取締役に就任以降、客観性や中立性を保ちながら、その経験と見識を活かして、取締役会に対する積極的な助言・提言と、適切な意思決定を行ってきました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、経営全般への助言と監督機能の強化、取締役会における適切な意思決定を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	栗原 猛 (1972年5月19日生)	1996年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2004年7月 税理士法人平成会計社（現税理士法人令和会計社）入社 2010年7月 ひなた監査法人入所 同法人社員（現任） 2019年7月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 栗原猛氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士の資格を持ち、財務会計に関する高い知見と幅広い実務経験を有しております。2019年7月に当社の社外取締役に就任後、客観性や中立性を保ちながら、その経験と見識を活かして、取締役会に対する積極的な助言・提言と適切な意思決定を行ってきました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の財務会計の一般的な監督と助言、取締役会における適切な意思決定を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
7	井川 沙紀 (1980年10月10日生) (戸籍上の氏名：下村沙紀)	2003年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス入社 2006年4月 株式会社エムアウト入社 2010年6月 プレツェルジャパン株式会社入社 2013年9月 株式会社トリドール入社 2014年11月 Blue Bottle Coffee Japan合同会社入社 2015年6月 同社取締役 日本代表 2018年11月 BLUE BOTTLE COFFEE Inc. 転籍、VP of Experience（体験担当役員） 2019年8月 同社Asia President（アジア支社長） 2020年10月 同社Chief Brand Officer（ブランド最高責任者） 2021年7月 当社社外取締役（現任） 2022年3月 株式会社ユーザベース社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ユーザベース 社外取締役	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 井川沙紀氏は、多様な業界での経験と企業経営者としての優れた能力を有しており、当社が経営課題とするブランディングにも精通していることから、当社はその経験と実力を高く評価しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社のブランド形成に関する助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏は、社外取締役候補者であります。
- (注) 3. 石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏が取締役就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
- (注) 4. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって石田和男氏が6年、栗原猛氏が3年、井川沙紀氏が1年となります。
- (注) 5. 当社は、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、各氏の選任が承認された場合、当該契約が引き続き適用されます。
- (注) 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
- (注) 7. 社外取締役候補者の井川沙紀氏の戸籍上の氏名は下村沙紀であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 岩崎榮治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、岩崎榮治氏の選任をお願いしたいと存じます。

また、監査役 小嶋一美氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役候補者 鷺海量明氏の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役候補者 鷺海量明氏は、小嶋一美氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任する同監査役の任期満了の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	岩 崎 榮 治 (1950年2月22日生)	1973年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 1996年6月 同社港南台支店長 1997年6月 同社吉祥寺支店長 1999年6月 同社本店支配人 2003年6月 住信リース株式会社（現三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社）執行役員 2009年6月 同社常務執行役員 2010年7月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	6,600株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 岩崎榮治氏は、銀行での長年の勤務経験を通して、企業経営や企業財務に関する高い知見と幅広い経験を有しております。2010年7月に当社の監査役に就任後、常勤監査役として当社の監査体制を主導するほか、監査役会及び取締役会においても適切な助言・提言を行ってきました。以上のことから、当社の社外監査役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>新任</p> <p>おし うみ かず あき 鷺 海 量 明 (1965年7月17日生)</p>	<p>1990年4月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>1993年7月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所（現税理士法人山田&パートナーズ）入所</p> <p>1996年9月 鷺海量良公認会計士事務所入所</p> <p>1999年4月 優成監査法人（現太陽有限責任監査法人）社員</p> <p>2000年1月 おしうみ総合会計事務所設立</p> <p>2000年11月 優成監査法人代表社員</p> <p>2004年8月 株式会社エクス・ブレイン設立 代表取締役（現任）</p> <p>2010年1月 税理士法人おしうみ総合会計事務所代表社員（現任）</p> <p>2012年1月 公益財団法人東京交響楽団評議員（現任）</p> <p>2015年6月 公益財団法人日本ペア暮協会監事（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社レブ・パートナーズ設立 代表取締役（現任）</p> <p>2018年7月 太陽有限責任監査法人パートナー（重要な兼職の状況） 公認会計士、税理士 株式会社エクス・ブレイン 代表取締役 株式会社レブ・パートナーズ 代表取締役</p>	—
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>鷺海量明氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務会計と企業経営に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 岩崎榮治氏及び鷺海量明氏は、社外監査役候補者であります。
- (注) 3. 岩崎榮治氏及び鷺海量明氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
- (注) 4. 岩崎榮治氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
- (注) 5. 当社は、岩崎榮治氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、同氏の選任が承認された場合、当該契約が引き続き適用されます。また、鷺海量明氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。
- (注) 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。岩崎榮治氏及び鷺海量明氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉

取締役及び監査役(予定)の専門性と経験

	企業経営	営業・ マーケティング	製品開発・ 技術・研究	グローバル	財務・会計	人事・ 人財開発	法務・ リスク管理・ 内部統制
取締役							
山 崎 貴三代	○	○	○	○		○	
宮 崎 昌 也	○				○	○	○
戸 田 正 太	○	○	○				
高 田 潤	○		○				○
石 田 和 男	○				○		○
栗 原 猛					○		○
井 川 沙 紀	○	○		○			
監査役							
岩 崎 榮 治					○		○
鳥 山 望					○		○
鷺 海 量 明					○		○

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かわもと ともこ 河本智子 (1972年11月20日生)	2002年10月 東京テーマス法律事務所入所 2005年4月 河本総合法律事務所設立 2006年10月 東京中央総合法律事務所設立 2016年4月 第二東京弁護士会副会長 2019年4月 日本弁護士連合会常務理事 2022年4月 関東弁護士会連合会理事（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士	—
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 河本智子氏は、弁護士の資格を持ち、企業法務に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材であると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 2. 河本智子氏は補欠の社外監査役候補者であります。

(注) 3. 河本智子氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。

(注) 4. 河本智子氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(注) 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。
河本智子氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にありましたが、断続的に続いた新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限や、ロシアのウクライナ侵攻の影響などもあって、本格的な回復には至りませんでした。

海外各国においても、国や地域によって多少の差異はあるものの、経済環境の悪化は長期化しており、先行きの不透明感を払拭できないままとなっています。

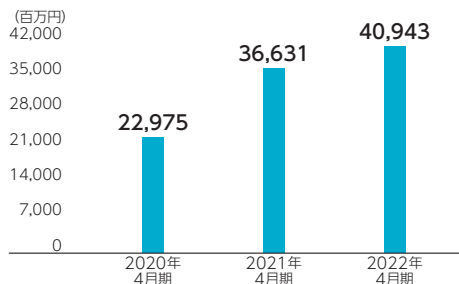
このような状況の下、当社グループは、通販・店販・直販・海外の各販路の伸長と最適化を目指して、ブランドを意識した広告宣伝活動や、これまでになかった製品ラインナップの展開などの課題に取り組んでまいりました。

特に海外部門が中国において大きく売上を伸ばしたことや、国内各販路もそれぞれ堅調な売上となったことから、当連結会計年度の売上高は40,943,193千円（前連結会計年度比11.8%増）、営業利益は6,880,678千円（前連結会計年度比12.5%増）、経常利益は8,063,479千円（前連結会計年度比32.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,586,869千円（前連結会計年度比49.9%増）と前連結会計年度を大きく上回り、売上・利益ともに過去最高となりました。

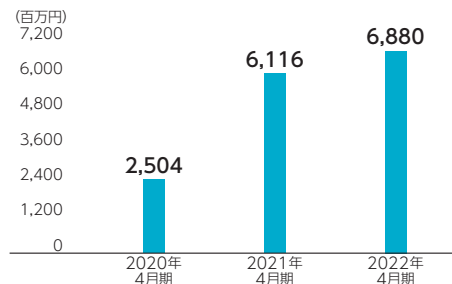
次期（2023年4月期）は、2020年11月に公表した中期経営計画の集大成の年となりますが、目標として掲げた「売上高500億円、営業利益率20%」の達成に向けて、広告宣伝や研究開発、事業提携などに積極的な投資を行い、各販路の更なる伸長を図ってまいります。

連結財務ハイライト

● 売上高



● 営業利益



次に、各部門の概況についてご報告申し上げます。

当社グループの美容健康関連事業は、販売チャネルごとに、大きく通販部門、店販部門、直販部門、海外部門に区分されます。

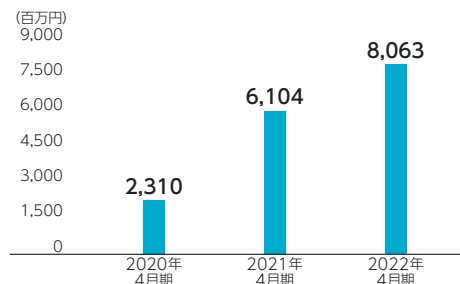
通販部門におきましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催期間を中心に地上波テレビ通販がやや苦戦したものの、全体的に堅調な売上となったことから、売上高は5,202,558千円（前連結会計年度比5.1%増）、セグメント利益は2,132,183千円（前連結会計年度比6.7%増）と売上・利益ともに前連結会計年度を上回りました。

店販部門におきましては、百貨店や直営店はなかなか売上を回復させることができませんでしたが、家電量販店向けの販売が健闘し、売上高は8,398,828千円（前連結会計年度比10.4%増）、セグメント利益は2,508,504千円（前連結会計年度比25.2%増）と前連結会計年度を上回りました。

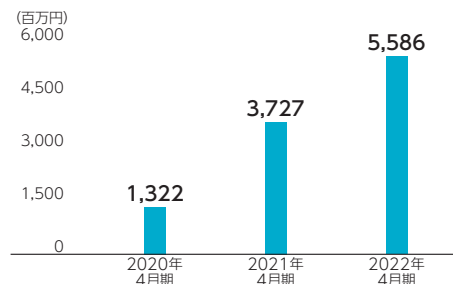
直販部門におきましては、引き続き当社直販サイトやモールを中心としたECによる販売に注力してまいりましたが、非常に好調だった前連結会計年度には及ばず、売上高は11,566,164千円（前連結会計年度比4.1%減）、セグメント利益は5,844,464千円（前連結会計年度比2.3%減）と前連結会計年度を下回りました。

海外部門におきましては、中国国内市場が引き続き極めて好調に推移したことから、売上高は14,522,404千円（前連結会計年度比32.0%増）、セグメント利益は4,385,218千円（前連結会計年度比45.6%増）と売上・利益ともに前連結会計年度を大きく上回りました。

● 経常利益



● 親会社株主に帰属する当期純利益



(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において、新たな資金調達はありませんでした。
一方、長期借入金を628,700千円返済しております。

② 設備投資

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は380,522千円であり、その主なものは製品の製造に係る金型の購入及び新基幹システム構築のための投資であります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分 \ 年度	第45期 2018年5月1日～ 2019年4月30日	第46期 2019年5月1日～ 2020年4月30日	第47期 2020年5月1日～ 2021年4月30日	第48期 (当連結会計年度) 2021年5月1日～ 2022年4月30日
売上高 (千円)	27,252,371	22,975,758	36,631,026	40,943,193
経常利益 (千円)	5,715,275	2,310,752	6,104,957	8,063,479
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	3,539,647	1,322,586	3,727,926	5,586,869
1株当たり当期純利益 (円)	62.65	23.66	67.75	101.54
総資産額 (千円)	17,959,780	17,292,977	25,855,511	30,552,173
純資産額 (千円)	13,072,242	13,361,715	16,893,058	22,093,208
1株当たり純資産額 (円)	233.67	242.85	307.03	401.54

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分 \ 年度	第45期 2018年5月1日～ 2019年4月30日	第46期 2019年5月1日～ 2020年4月30日	第47期 2020年5月1日～ 2021年4月30日	第48期 (当事業年度) 2021年5月1日～ 2022年4月30日
売上高 (千円)	26,407,220	21,897,239	36,122,257	40,674,041
経常利益 (千円)	6,095,712	2,752,077	6,546,621	8,312,464
当期純利益 (千円)	3,662,116	1,700,287	3,474,832	5,597,727
1株当たり当期純利益 (円)	64.82	30.42	63.15	101.74
総資産額 (千円)	17,615,450	17,255,600	26,043,066	30,684,148
純資産額 (千円)	13,166,676	13,841,052	17,117,699	22,258,750
1株当たり純資産額 (円)	235.35	251.56	311.11	404.55

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数に、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数に基づいて算定しており、銭未満を四捨五入して表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画の達成に向けて、次の事項を特に重点的に取り組むべき課題としております。

① 研究開発活動の強化

当社グループが属する美容健康関連業界では、様々なメーカーや取扱業者が、多種多様な製品を販売しています。

このような中で当社グループの製品を選んでいただくためには、コーポレートスローガンである「美しくを、変えていく。」のスピリットの下、常に独創的でオリジナリティに溢れる製品を創り続けていくことが必須となります。

また、海外展開を拡大し、様々な国のお客様に当社製品を安心してお使いいただくためには、アメリカのFDAや中国のNMPAなどの認証を取得することも喫緊の課題であると言えます。

当社グループでは、研究開発の強化を経営上の最重要課題と位置づけ、業務用美容機器を原点とするメーカーとして、技術力に裏付けされた、美容の常識を変えていくような製品開発を行うとともに、効果効能の測定、安全性の検証、品質管理についても、更なる人員強化と体制整備を図ってまいります。

② 企業ブランディング

当社グループは、「日本発のグローバルブランドカンパニー」を目標としており、そのためには、個々の製品・商品やそれらが属するカテゴリとしてのブランドに留まらず、「ヤーマン」という企業ブランド自体の認知をグローバルに広げ、底上げを図っていく必要があります。

当社のブランディングに対する継続的な取り組みは、2021年12月(株)インターブランドジャパンが主催する「Japan Branding Awards 2021」において、「ブランディングを通じて特に著しい成長を収め、卓越したオリジナリティのある取り組みを行った」と評価され、「Rising Stars」を受賞いたしました。

今後も引き続き、企業イメージ向上を意識した広告宣伝を充実させるほか、表情筋研究所、フェイス・リフト・ジム、ライブコマースといった新しいサービスの提供、多様な人材の活用による組織の強化と活性化、SDGs推進に向けた環境問題への取り組みなどを通して、「ヤーマン」ブランドの確立と浸透に注力してまいります。

③ 美容機器と化粧品の融合型ビジネスの展開

当社グループでは、美容機器との併用により相乗効果が高まるような化粧品や、美容機器と化粧品が融合した製品の企画開発にも力を入れています。

化粧品の販売はリピート顧客の獲得が見込め、安定した売上の計上に繋がり、競合他社との差別化の観点からも有益であることから、これらの融合型の事業の展開を強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ウィズコロナのライフスタイルへの移行によって新たな局面を迎え、お客様の消費行動も変化を続けています。

当社グループでは、この経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、顧客サービスの充実を図るとともに、新しい市場の創出と新しいニーズの発掘を行い、「日本発のグローバルブランドカンパニー、ヤーマン」の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、主に美容健康関連機器の研究開発、製造、販売及び化粧品・バラエティ雑貨・アパレル・ファッショングッズ等の企画開発、仕入販売を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等

① 企業集団の主要拠点

名 称	所 在 地
本 店	東 京 都 江 東 区
本 社 事 務 所	東 京 都 江 東 区
LABO WELL 株式会社	東 京 都 江 東 区
YA-MAN U.S.A LTD.	米国デラウェア州ウィルミントン
雅萌（上海）美容科技有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市

② 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
通 販 部 門	9名
店 販 部 門	154名
直 販 部 門	26名
海 外 部 門	16名
そ の 他	1名
全 社 （ 共 通 ）	158名
計	364名

(注) 全社（共通）は、管理本部、開発本部及び生産・物流本部の従業員であります。

③ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均勤続年数	平均年齢
359名	34名増	4.5年	34.4歳

(7) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
LABO WELL株式会社	10,000千円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品、アパレル等の販売
YA-MAN U.S.A LTD.	1,120,244千円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品等の販売
雅萌（上海）美容科技 有限公司	170,293千円	100.0%	化粧品等の販売
MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO.,LTD	978,000千円	35.0%	美容健康関連機器の製造及び販売
株式会社エフエクトィム	499,900千円	35.0%	美容健康関連機器、化粧品等の企画及び販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高（千円）
株式会社三井住友銀行	814,000
株式会社三菱UFJ銀行	380,000
株式会社みずほ銀行	380,000
三井住友信託銀行株式会社	380,000

(注) 事業年度末における残高が1億円以上の借入先を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 195,555,520株
- (2) 発行済株式の総数 58,348,880株（自己株式3,327,668株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 63,481名

(4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山崎 静子	9,527,450	17.31
山崎 貴三 代	6,204,600	11.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,422,900	6.22
一般社団法人美山崎	2,811,050	5.10
山崎 光英	2,453,600	4.45
V i c t o r i a Y a m a z a k i	2,080,000	3.78
山崎 知美	2,080,000	3.78
山崎 岩男	1,473,600	2.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口他）	782,500	1.42
エ コ ラ イ ト 合 同 会 社	650,000	1.18

- (注) 1. 持株比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年4月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山崎 貴三代	代表取締役社長	LABO WELL 株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A LTD. 代表取締役
宮崎 昌也	取締役 管理本部長	—
戸田 正太	取締役 ブランド戦略本部長	—
高田 潤	取締役 開発本部長	—
石田 和男	取締役	村田長株式会社 代表取締役 野村貿易株式会社 社外取締役監査等委員
栗原 猛	取締役	公認会計士
井川 沙紀	取締役	株式会社ユーザベース 社外取締役
岩崎 榮治	常勤監査役	—
小嶋 一美	監査役	—
鳥山 望	監査役	—

- (注) 1. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎榮治、小嶋一美、鳥山望は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀及び監査役 岩崎榮治、小嶋一美、鳥山望は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役 小嶋一美は、長年にわたって企業の経理・財務業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社では、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化並びに効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、取締役の指名・報酬の内容及び決定プロセスを透明化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため、2021年12月14日付で任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

次期（第49期）以降は、取締役会からの諮問に対して同委員会において審議し、その答申を踏まえたうえで決定していくこととしております。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績などを総合的に勘案することとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、個々の取締役の報酬等の額の決定については、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、業務執行取締役については、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を総合的に勘案し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑みて、各取

締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を総合的に勘案し、いずれも基本報酬のみを支払うこととする。

- b 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、業務執行取締役については各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を考慮し、部長職給与の最高額に取締役会において定める取締役の職位別の係数を乗じた額並びに一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、社外取締役については各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を考慮し、一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社においては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を導入していないため、今後必要に応じて検討していくものとする。

- d 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社においては、基本報酬（金銭報酬）のみを支給しているが、今後必要に応じて業績連動報酬等及び非金銭報酬等の導入について検討していくものとする。

- e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年7月3日開催の第32回定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年7月30日開催の第33回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2021年7月29日開催の取締役会において、代表取締役 山崎貴三代 に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の担当職務の内容、会社業績に対する貢献度等を踏まえた基本報酬の年俸額の決定です。

これらの権限を代表取締役に委譲した理由は、当社を取り巻く事業環境や当社の経営状況を熟知し、会社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役が最も適しているという判断によるものです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	基本報酬
取締役	7名	109,547千円
監査役	4名	17,460千円
計	11名	127,007千円

- (注) 1. 上記には、2021年7月29日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 上記金額には、社外取締役3名分及び社外監査役4名分を含んでおり、その総額は27,547千円であります。
3. 当社は、上記金額以外に業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給しておりません。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 石田和男は村田長株式会社の代表取締役ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役 石田和男は野村貿易株式会社の社外取締役監査等委員ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。

取締役 井川沙紀は株式会社ユーザベースの社外取締役ですが、同社と当社間に特別の関係はありません。

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係
該当事項はありません。

④ 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	石 田 和 男	当事業年度に開催された取締役会14回うち13回に出席し、企業経営に関する豊富な実務経験に基づく意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する経営全般の監督と助言という役割を適切に果たしております。
取 締 役	栗 原 猛	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する財務会計の全般的な監督と助言という役割を適切に果たしております。
取 締 役	井 川 沙 紀	2021年7月29日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に企業ブランディングの見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する多角的な視点からの経営の監督と助言という役割を適切に果たしております。
監 査 役	岩 崎 榮 治	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、銀行で培った幅広い経験を活かして、適切な助言・提言を行っております。
監 査 役	小 嶋 一 美	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、経理・財務に関する幅広い見識に基づく意見を述べるなど、適切な助言・提言を行っております。
監 査 役	鳥 山 望	2021年7月29日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、会社経営に関する豊富な実務経験と見識を活かして、適切な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約に関する事項

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
①	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	36,500千円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて十分な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

- (注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,907,512	流動負債	7,120,349
現金及び預金	16,649,109	支払手形及び買掛金	1,870,634
受取手形、売掛金及び契約資産	5,194,903	1年内返済予定の長期借入金	624,000
商品及び製品	2,887,195	リース債務	7,506
仕掛品	45,227	未払金	2,225,917
原材料及び貯蔵品	1,186,405	未払法人税等	1,804,934
未収入金	933,772	賞与引当金	80,092
その他	1,011,026	その他	507,264
貸倒引当金	△128		
固定資産	2,644,661	固定負債	1,338,614
有形固定資産	541,324	長期借入金	1,330,000
建物及び構築物	260,013	リース債務	8,614
機械装置及び運搬具	64,815		
土地	158,177	負債合計	8,458,964
リース資産	14,066	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,314	株主資本	22,038,091
その他	39,936	資本金	1,813,796
無形固定資産	624,268	資本剰余金	1,432,431
その他	624,268	利益剰余金	21,678,982
投資その他の資産	1,479,067	自己株式	△2,887,118
投資有価証券	300,000	その他の包括利益累計額	55,117
関係会社株式	424,436	為替換算調整勘定	55,117
繰延税金資産	513,451		
その他	241,179	純資産合計	22,093,208
資産合計	30,552,173	負債・純資産合計	30,552,173

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		40,943,193
売 上 原 価		15,847,528
売 上 総 利 益		25,095,665
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,214,986
営 業 利 益		6,880,678
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,072	
為 替 差 益	1,294,847	
そ の 他	12,499	1,308,419
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,275	
支 払 保 証 料	2,275	
売 上 債 権 売 却 損	4,724	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	103,890	
そ の 他	1,452	125,617
経 常 利 益		8,063,479
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30,702	
受 取 和 解 金	1,350	32,052
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,154	
損 失 負 担 金	59,179	76,333
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,019,198
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,698,290	
法 人 税 等 調 整 額	△265,961	2,432,329
当 期 純 利 益		5,586,869
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,586,869

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年5月1日残高	1,813,796	1,432,431	16,543,880	△2,887,118	16,902,990
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△456,676	-	△456,676
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	5,586,869	-	5,586,869
そ の 他	-	-	4,907	-	4,907
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,135,101	-	5,135,101
2022年4月30日残高	1,813,796	1,432,431	21,678,982	△2,887,118	22,038,091

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
2021年5月1日残高	△9,931	△9,931	16,893,058
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△456,676
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	5,586,869
そ の 他	-	-	4,907
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	65,049	65,049	65,049
連結会計年度中の変動額合計	65,049	65,049	5,200,150
2022年4月30日残高	55,117	55,117	22,093,208

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,287,446	流動負債	7,086,782
現金及び預金	16,185,210	支払手形	488,925
受取手形	38,933	買掛金	1,378,083
売掛金及び契約資産	5,154,755	1年内返済予定の長期借入金	624,000
商品及び製品	2,755,756	リース債務	7,506
仕掛品	45,227	未払金	2,219,308
原材料及び貯蔵品	1,186,405	未払費用	34,114
前渡金	147,892	未払法人税等	1,804,658
前払費用	356,531	前受金	40,600
未収入金	933,477	預り金	11,164
その他	483,255	賞与引当金	80,092
固定資産	3,396,701	その他の他	398,328
有形固定資産	537,362	固定負債	1,338,614
建築物	260,013	長期借入金	1,330,000
構築物	0	リース債務	8,614
機械及び装置	60,912	負債合計	8,425,397
工具、器具及び備品	39,877	(純資産の部)	
土地	158,177	株主資本	22,258,750
リース資産	14,066	資本金	1,813,796
建設仮勘定	4,314	資本剰余金	1,432,431
無形固定資産	624,190	資本準備金	1,313,795
特許権	64,875	その他資本剰余金	118,636
ソフトウェア	235,335	利益剰余金	21,899,641
その他	323,979	利益準備金	61,792
投資その他の資産	2,235,148	その他利益剰余金	21,837,849
投資有価証券	300,000	別途積立金	5,500
関係会社株式	863,924	繰越利益剰余金	21,832,349
繰延税金資産	833,320	自己株式	△2,887,118
その他	237,903	純資産合計	22,258,750
資産合計	30,684,148	負債・純資産合計	30,684,148

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		40,674,041
売上原価		15,752,592
売上総利益		24,921,448
販売費及び一般管理費		17,940,566
営業利益		6,980,882
営業外収益		
受取利息及び配当金	767	
業務委託料収入	42,612	
為替差益	1,297,625	
その他の	12,002	1,353,007
営業外費用		
支払利息	13,048	
支払保証料	2,200	
売上債権売却損	4,724	
その他の	1,452	21,425
経常利益		8,312,464
特別利益		
固定資産売却益	30,702	
受取和解金	1,350	32,052
特別損失		
固定資産除却損	17,154	
関係会社株式評価損	335,340	
損失負担金	59,179	411,673
税引前当期純利益		7,932,843
法人税、住民税及び事業税	2,695,474	
法人税等調整額	△360,358	2,335,116
当期純利益		5,597,727

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2021年5月1日残高	1,813,796	1,313,795	118,636	1,432,431	61,792	5,500	16,691,298	16,758,590
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△456,676	△456,676
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	5,597,727	5,597,727
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,141,051	5,141,051
2022年4月30日残高	1,813,796	1,313,795	118,636	1,432,431	61,792	5,500	21,832,349	21,899,641

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	
2021年5月1日残高	△2,887,118	17,117,699	17,117,699
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	-	△456,676	△456,676
当 期 純 利 益	-	5,597,727	5,597,727
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	-	5,141,051	5,141,051
2022年4月30日残高	△2,887,118	22,258,750	22,258,750

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年6月16日

ヤーマン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 原 さつき

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤーマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年6月16日

ヤーマン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮原 さつき

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は2021年5月1日から2022年4月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、期初に当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において運営の状況を調査するほか、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも、状況の変化等に即応したベストプラクティスを追求し続けていくことが重要であると考えております。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は2020年3月31日に消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令を受けました。監査役会は、当社及び子会社が同法を含む法令遵守の徹底のため適切な体制を確立していることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月20日

ヤーマン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 岩 崎 榮 治 ㊟

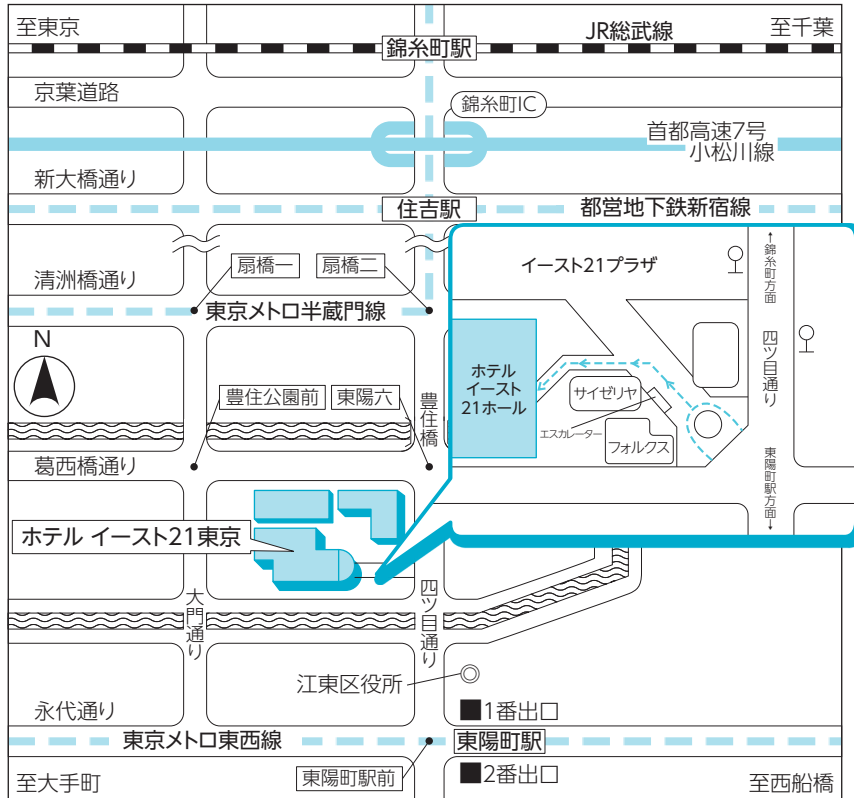
社外監査役 小 嶋 一 美 ㊟

社外監査役 鳥 山 望 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」
電話 03-5683-5683 (代表)



交通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅より
都営バス<東22>で約10分 豊住橋（東京イースト21）下車
JR総武線 錦糸町駅より
都営バス<東22>で約15分 豊住橋（東京イースト21）下車

当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。